

令和 6 年 分
（平成 年 月 日開催分）
収 支 報 告 書

1. 政治団体の名称 (ふりがな) つるがしましやまぐちすすむこうえんかい
鶴ヶ島市山口晋後援会
2. 主たる事務所の所在地 埼玉県坂戸市仲町12-10
3. 代表者の氏名 小川 郁男
4. 会計責任者の氏名 高橋 剣二

事務担当者の氏名

中村 伸子

（電話）

080-1146-2121

収 受		チェック	
山本	5		-

一連番号

30 8870

団体コード	年分	異動	表番	行番	届出年月日
203799	10	10	00	00	10

異動

11 [新規]
12 [修正]
13 [取消]



政治団体の区分

☐ 政 党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☐ 政 党 の 支 部	☒ その他の政治団体
☐ 政 治 資 金 団 体	☐ その他の政治団体の支部

活動の区分

☐ 2以上の都道府県の区域等
☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

☐ 有
☒ 無

公職の種類

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名

公職の種類

資金管理団体の指定の期間

平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

10 13
0 2 0 0

収 支 の 状 況

(その2)

1. 収支の総括表

	14	16	77	88
収 入 総 額	0	1	0	400,175
(前年からの繰越額)	0	2	0	300,175
(本年の収入額)	0	3	0	100,000
支 出 総 額	0	4	0	0
翌 年 へ の 繰 越 額	0	5	0	400,175

2. 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費				
金 額	0	6	0	10 100 1000 10000
員 数	0	7	0	人

(2) 寄 附						
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	R E C No.			金 額	備 考	
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0	8	0	十億 百万 千 円	0	
(うち特定寄附)	0	9	0		0	
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附	1	0	0		0	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	1	1	0		100,000	/
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	1	2	0		100,000	/
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	1	3	0		0	
イ 政 党 匿 名 寄 附	1	4	0		0	
合 計 (ア+イ)	1	5	0		100,000	/

10 13
0 6 2 0

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳					寄 附 者 の 区 分		政 治 団 体	
14	16	17	76	77	88	89	108	
団 体 の 名 称					金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
					十億 百万 千 円			備 考
					100,000	R6.07.11	埼玉県東松山市和泉町3-15	山口 晋
8	0	0	この頁の小計		100,000	/		
8	1	0	その他の寄附		0			
9	0	0	合 計		100,000	/		

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

1. 領収書等の写し
2. 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
3. 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年  月 31 日

政治団体の名称

鶴ヶ島市山口晋後援会

会計責任者の氏名

高橋 剣二



※ 代表者の氏名

(印)

※ 解散の場合のみ代表者も記名押印又は署名すること。